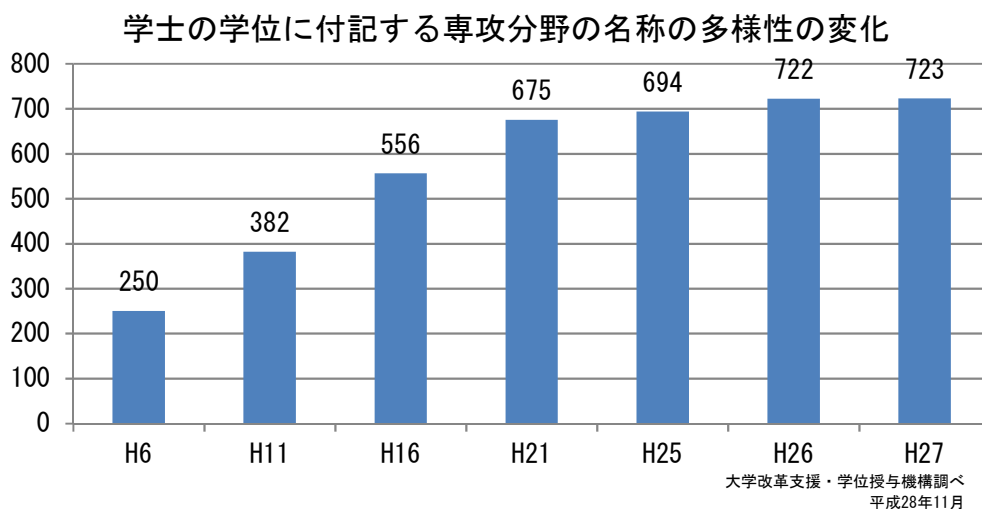


学位の専攻分野の名称と国際的通用性について

1. 現状

- 学位に付記する専攻分野の名称は増加を続けている。例えば、「流通マーケティング」、「世界教養」といった「〇〇学」ではない名称も存在している。
- また、1 大学でしか用いられていないようなものも多い（平成 17 年度時点で約 6 割は専ら当該大学のみで用いられているもの）。



2. 経緯

- 平成 3 年以前は、学士は称号であったが、学士の種類は限定列挙されており、昭和 31 年の大学設置基準制定当初は 25 種類、その後の改正を経て、平成 3 年には 29 種類となっていた。
- 平成 3 年に行われた大学設置基準の大綱化の際、教育研究の多様化、学際領域への展開等に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能とするため、学士、修士及び博士の種類が廃止された。
- 他方、その専攻分野で学位が授与されたかを表記することは社会的に有用であることから、平成 3 年の学位規則の改正により、各大学において学位を授与する際には、専攻分野を付記することとされた。なお、この改正の際の施行通知において、「付記する専攻分野の名称は、その社会的通用性に配慮し、過度に細分化しないようにする必要があること」が留意点として示されている。

- 現行制度においては、学部・学科の設置認可の審査の際は、学位に付記する専攻分野の名称も大学設置・学校法人審議会で審査されている。また、学部・学科の設置の届出についても、学問分野の変更がないかどうかという観点から同審議会の審査があり、その際、学位に付記する専攻分野の名称もチェックを受ける。他方、組織変更を伴わずに学位名称のみを変更した場合は、学位規程の変更の報告がなされるのみである（なお、学則にも学位名称に関する定めを置いている場合は学則変更の届出も併せて行われる）。
- こうしたなか、平成 20 年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」において「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことや、「ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」ことが提言された。
- 上記答申を踏まえ、日本学術会議は、平成 26 年 9 月に「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」をとりまとめ、学位に付記する名称について、以下の提言を行ったところ。
 - ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
 - ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
 - ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
 - ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。
- 一方、平成 28 年 3 月の学校教育法施行規則の改正により、各大学において「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の 3 つのポリシーを策定・公表することが義務付けられた（平成 29 年 4 月施行）。
- また、「3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月大学分科会大学教育部会）」において、3 つのポリシーは、授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程（学位プログラム）ごとに策定することを基本とすることが望ましいとされている。

3. 論点

(1) 日本学術会議の報告（平成26年9月）を踏まえ、学位に付記される専攻分野の名称の多様化という現状をどう受け止めるべきか。

- ・ 日本学術会議が取りまとめた報告「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」（平成26年9月17日）においては、専攻分野の名称が細分化・個別化している傾向について、各大学に検証を求めたいとあるが、適切な検証が行われていると言えるか。依然として増加傾向に歯止めがかかっていないことをどう考えるか。
- ・ 現在、本WGでも検討している「学位プログラム」が大学制度の中に位置付けられ、これが広まってくると、むしろ学位に付記する専攻分野の名称をさらに多様化させることにつながるのではないか。
- ・ 平成3年以降、学位に付記する専攻名称は各大学が自ら定めることとされたという点に鑑みれば、国が再び何らかの管理を行うことは適切か。他方、各大学における検証の取り組みを促す場合、どのような方法が考えられるか。

(2) 多様化を前提として、学位に付記される専攻分野の名称を見ただけでは「大学で何を学んだのか」が分かりにくいという問題にどのように対応するか。

- ・ 現在ではディプロマ・ポリシーを策定公表することが義務化されており、学位プログラムごとに、ディプロマ・ポリシーにどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載することを徹底していくことで、当該学位に付記された専攻分野が何を示すのかは明らかになるのではないか。
- ・ あるいは、専攻分野の記載だけでは、学生個々人が学んだ内容を正確に表すことには限界があるため、ディプロマサプリメント（学位証書補足資料¹）を添付することを進めることは考えられるか。
- ・ 英文表記として、上記学術会議の提言を参考に、「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称）in（現在付記している名称）」とすることを推進し、国際的な通用性を担保することは考えられるか。
- ・ 特に、類似の教育課程が多いにも関わらず、2～3校といった極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものもあることから、そのような場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更も検討すべきではないか。

¹ 学士、修士などの学位に添付される補足書類で、取得学位・資格の内容、授与機関等について標準化された英語で追加情報が記載されたもの。ヨーロッパで普及が進んでいる。日本では、首都大学東京法人の産業技術大学院大学の例。

(参考 1) 関係法令

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抜粋）

第百四条 大学（第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

○学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）（抜粋）

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専攻分野の名称）

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

(参考 2) 平成 3 年以前の学士の学位に付記する専攻分野の名称

○昭和 31 年に大学設置基準が制定された当初は以下の 25 種類

文学士、教育学士、神学士、社会学士、教養学士、学芸学士、社会科学士、
法学士、政治学士、経済学士、商学士、経営学士、理学士、医学士、歯学士
薬学士、工学士、商船学士、農学士、獣医学士、水産学士、家政学士、
芸術学士、体育学士、衛生看護学士

○その後、以下の変更があり、平成 3 年には 29 種類となっていた。

- ・衛生看護学士が看護学士と保健衛生学士の 2 種類に分離
- ・芸術学士が芸術学士と芸術工学士の 2 種類に分離
- ・鍼灸学士と栄養学士が追加

○なお、修士は 28 種類、博士は 19 種類の学位が定められていた。

**(参考 3) 大学審議会「学位制度の見直し及び大学院の評価について(答申)」
(平成 3 年 2 月)(抜粋)**

I 学位制度の見直しについて

1 学位制度の見直しの必要性

(2) 学術研究の進展への対応

博士の種類は、昭和 31 年、学位規則により、従来の伝統的な博士を中心に 17 種類が定められた。その後、昭和 44 年に保健学博士が追加され、昭和 50 年には、博士の種類は、学術研究の進展に柔軟に対応する必要があること、また博士の学位は、学問分野のいかににかかわらず、一定の水準を示す性格を有するものであることをかんがみ、その種類は簡素化することが望ましいことなどを考慮し、学術博士が設けられた。学術博士は、学際領域等既存の種類の博士を授与することが必ずしも適当でない分野を専攻した者に授与するという運用がなされている。

課程制大学院制度の趣旨を徹底するとともに、今後の学術研究の急速な進展に伴い、学術研究が高度化、多様化していくことに対応し、学位を円滑に授与していくためには、学術博士を設けたときの基本的な考え方も踏まえ、博士の学位の改善を行う必要がある。

2 見直しの具体案

(2) 本審議会においては、この改善案を実施する場合の具体的な問題点について、さらに検討を行ってきたが、その概要は、次のとおりである。

ア. 学位記上の博士の学位の表記

学位記における博士の学位の表記については、以下のように取り扱うことが適切である。

- 学位記には、各大学院の判断により、適切と考える選考分野の名称を表示するものとする。
- その場合、各大学院の授与する学位記には、博士（〔専攻分野〕）と表記するものとする。
- 表示する専攻分野の名称については、課程制博士の趣旨から、過度に細分化するよりは、現行の博士の種類程度のまとまりを基本としつつ、
 - ① 現に当該選考分野を対象とする博士課程研究科はあるが、現行学位規則の博士の種類としては規定されていない分野
 - ② 「文学」など、ある程度の細分化が適当であると考えられる分野

- ③ 学際領域や新しい専攻分野については、学問の性格やその進展に応じて、現行の博士の種類にない名称を加えることが考えられる。
- このように、現行の博士の種類にない専攻分野の名称を加えることができることとした場合も、学際分野や新分野については、さらに学問の進展を見極める必要がある分野も存在すると考えられることから、従来の学術博士と同様、学際分野や新分野を対象として「博士（学術）」と表記することもできることとする。
- なお、表示する専攻分野等の名称については、一定のガイドラインが設定されることが望ましいと考えられる。しかしながら、公的なガイドラインを設定することは、新たな画一化を招く恐れもあるため、ガイドラインを設定するかどうか及びその内容については、大学団体や学会の判断に委ねることが適当である。

(参考 4) 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成 20 年 12 月)(抜粋)

第 2 章 学士課程教育における方針の明確化

第 1 節 学位授与の方針について ～幅広い学び等を保証し、21 世紀型市民にふさわしい学修成果の達成を～

(4) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるように努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表記の国際的通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

(参考5) 日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会報告「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」(平成26年9月)
(抜粋)

2 専攻分野の名称の多様化について

(3) 名称表記の改善に関する提案

① 「〇〇学」にとらわれない

(前略) ここでの「専攻分野」は、より一般的に「大学で何を学んだのか」ということを示すものと解釈することが適切であり、そこに付される名称については、あえて「学」を付さずに、学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきであろう。(後略)

② 組織名との区別

(前略) 従来成立していた学部・学科＝学問分野＝教育課程＝専攻分野の名称という図式が実態を失い、現実には固有名詞化している学部・学科名称をそのまま専攻分野の名称にも用いていることには疑問符を付さざるを得ない。こうした場合においては、学位に付記する専攻分野の名称を組織名とは区別して考えることが適切であろう。

③ 複数の語を組み合わせた名称の意味の明確化

(前略)

ア. 複数の学修主題や学問分野が並列されている場合は、実際の教育課程の内容に即して、専攻分野の名称自体を別々に分割するか、あるいは中黒記号(・)を用いて複数の学修主題や学問分野を同時に学ぶものであることを明らかにする等の工夫を行うこと

イ. 修飾語的な意味であれ、全く独自の意味を持たせようとするのであれ、教育課程の特色を強調するためだけに複数の語を組み合わせることには謙抑的であること

ウ. 大事なことは「大学で何を学んだのか」を分かりやすく明確にすることであり、そのためには、必要に応じてある程度長い表記にする等の工夫も容認されるべきであり、無理に熟語のようにする必要はないこと。

④ 分かりやすく単純で共通性のある表現を

(前略) 学位に付記する専攻分野の名称は、それを一見しただけで、どのような教育課程を修め、成果としていかなる知識・能力を身に付けたのかがある程度の確実性をもって

判断でき、しかもその形式はできるだけ単純で、かつ相互に共通性を有するものであることが望ましい。

各大学においては、特に一般的な学問分野の名称を専攻分野の名称としない場合は、分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いることが望まれる。

(4) 大学等に対する要請

各大学においては、以上に述べたことを踏まえて、それぞれが授与する学位に付記される専攻分野の名称を検証していただくことを求めたい。特に、類似の教育課程が多いにもかかわらず、2～3校といった極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案する。

そしてこのために文部科学省に対して、各大学が、全国の大学の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかを相互に知ることができるよう、継続的に調査を実施するなど適切な措置を講ずることを要望したい。また、内容に共通性のある教育課程を有する大学間で、学位に付記する専攻分野の名称の調整を図るような場合に、例えば国公立の大学団体などの組織が一定の役割を果たすことは、大学の自律という点からも意義あることと考えられる。

(後略)

3 学士の学位の英文表記の在り方について

(3) 英文表記に関する基本的な考え方

以上の考え方にもとづき、日本の学士学位の英文表記について、次の基本的な考え方を示す。

- ① 「学士」に対する英文名称は Bachelor とすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点をおく分野を合わせて示すことも認められること

学位の英文表記において下位の専門分野を合わせて表象しようとする場合は、「① of ② in ③」の階層的な構造を念頭に表記することが望ましい。

なお、学士の学位名称に教育課程で重点をおく下位の専門分野を記載せず、あるいはさらにそれを詳しく説明するために、学位証書の補足資料等の併用によって、そこに自ら教育課程編成上の特性を明示し、国際的な通用性を担保する手法の採用も考えられる。

(参考6) ディプロマ・ポリシーと学位に付記された専攻分野の例

○立命館アジア太平洋大学

【ディプロマ・ポリシー】

アジア太平洋学部は、学則に定めた教育研究上の目的を達するため、卒業要件を定めるとともに、卒業時に修得すべき学習成果として以下の4点に整理する。

(卒業要件)

略

(学習成果)

- 1) アジア太平洋地域が直面する多様な諸課題の関心と理解
- 2) 基礎的な専門知識
- 3) 異文化コミュニケーション能力
- 4) グローバルな視点

【学位】

アジア太平洋学部：学士（アジア太平洋学）

(参考7) ディプロマサプリメントの例

○産業技術大学院大学 創造技術専攻

・ディプロマ・ポリシー：

創造技術専攻は、本学の理念に定める人材を育成するため、ものづくりアーキテクトに必要とされる高度な知識、スキル、コンピテンシーを獲得し、所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生に専門職学位を授与します。

・学位：

創造技術修士（専門職）

(Master of Technology in Innovation for Design and Engineering)

・ディプロマサプリメント：

産業技術大学院大学 ディプロマ・サプリメント	
4.3 プログラムの詳細 【平成23年度卒業科目表及び修業科目表一覧】 I. 創造技術専攻科目群 ①(必修)コア・デザイン概論、グローバルコミュニケーション特論、動的システム工学特論、シミュレーション特論、材料基礎特論、技術経済特論、イノベーション戦略特論、技術開発組織特論、人間中心デザイン特論、デザインマネジメント特論、技術経営特論 II. 産業材料科目群 III. プロダクト・イノベーション科目群 IV. 設計工学特論、プロダクト・デザイン特論、システム・インテグレーション特論、サービス工学特論、品質工学特論、信頼性工学特論、創造設計特論、設計工学・プロトタイプング特論 V. インダストリアル・デザイン科目群 VI. プロダクトデザイン特論、商業デザイン特論、デザインシステム計画特論、コミュニケーションデザイン特論、インダストリアル・デザイン・特別演習1、インダストリアル・デザイン・特別演習2、インダストリアル・デザイン・特別演習3、インダストリアル・デザイン・特別演習4 VII. デジタル技術科目群 VIII. インタラクティブシステム特論、認知システム特論、システムモデリング特論、デジタル製品開発特論、デジタル技術特別演習 IX. イノベーションデザイン特別演習 X. イノベーションデザイン特別演習1、イノベーションデザイン特別演習2 XI. 産業技術研究所関連科目群 XII. 国際化特論、国際化特論、技術倫理 XIII. インダストリアル・デザイン科目群 XIV. プロダクト・イノベーション科目群	
4.4 評価一覧 優：GPA 4.0 良：GPA 3.0 可：GPA 2.0 不可：GPA 1.0 4.5 総合評価 取得した単位及び成績については成績証明書にのべ、本人については本人のみに 4.00	
5. 資格保有者の能力 5.1 事なる学修への道 日本の上記各専攻修業要件を満たす。本学KHP(AIT: Knowledge Home Part)制度等を用いた継続的な学修ができる。 5.2 職業上のステータス 感性と機能を統合して開発をプロデュースできるものづくりスペシャリスト 5.3 資格保有者の能力 チーム活動、コミュニケーション、システム技術、デザイン、イノベーション、マーケティング、創造技術、研究開発	
6. 特記事項 6.1 特記事項 6.2 追加情報ソース 産業技術大学院大学: http://ait.ac.jp/ 創造技術専攻: http://ait.ac.jp/master_program/ide/	
7. 証明書 本ディプロマ・サプリメントは、下記の原本を参照している。 7.1 学位授与証書発行日 2014年3月22日 7.2 ディプロマ/学位/修了証書発行日 2014年3月22日 7.3 成績証明書発行日 2014年3月22日 7.4 証明書日付 2014年3月22日 7.5 審査委員会会長(学長) 7.6 公印	
1. 資格保有者 1.1 姓 創造 1.2 名 花子 1.3 生年月日、country of birth 1960年10月10日 日本 1.4 学籍番号 11111111 2. 資格 2.1 資格名 創造技術修士(専門職) 2.2 獲得称号 創造技術修士(専門職) 2.3 主要学修分野 デザイン、設計工学、技術経営 2.4 授与機関の名称 産業技術大学院大学 2.5 研究機関の名称 上記のとおり 2.6 教育/学修において使用する言語 日本語 3. 資格レベル 3.1 卒業・修了資格 創造技術修士(専門職) 3.2 プログラムの公式期間 2~3年 3.3 受修資格 学士/事前の資格審査に合格した者 4. 履修内容及び成果 4.1 履修形態 正規学生(Full time) 4.2 プログラムの要件/卒業生の資格要件 ①修得単位数 40単位以上(必修科目12単位、選択科目28単位以上) ②次の必修科目の単位修得 ・イノベーションデザイン特別演習1(0単位) ・イノベーションデザイン特別演習2(0単位)	